

令和7年度 豊田市立竜神中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

◇ いじめは人間として絶対に許されない行為であることを、強く認識する。（前提の共通認識）

いじめはどんな理由があろうと、だれであっても絶対に許されない行為である。いじめられた生徒、加害者、周辺にいた生徒に対し、心身に深刻な影響を及ぼす行為である。

◇ いじめに対応できる知識をもち、対応（≠反応）できる組織をつくる。（○知識と対応）

どの生徒も被害者、加害者、傍観者になる可能性がある。発達途上の生徒たちは、「いじめはいけない」と自覚してはいるものの、自分の行動がいじめに当たるかどうかの判断は十分できる段階ではない。教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、さらに身近にいじめが存在する可能性があることを自覚し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

◇ 生徒の自己肯定感、自己有用感を養い、いじめの根絶を目指す。（●感の育成）

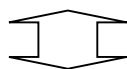
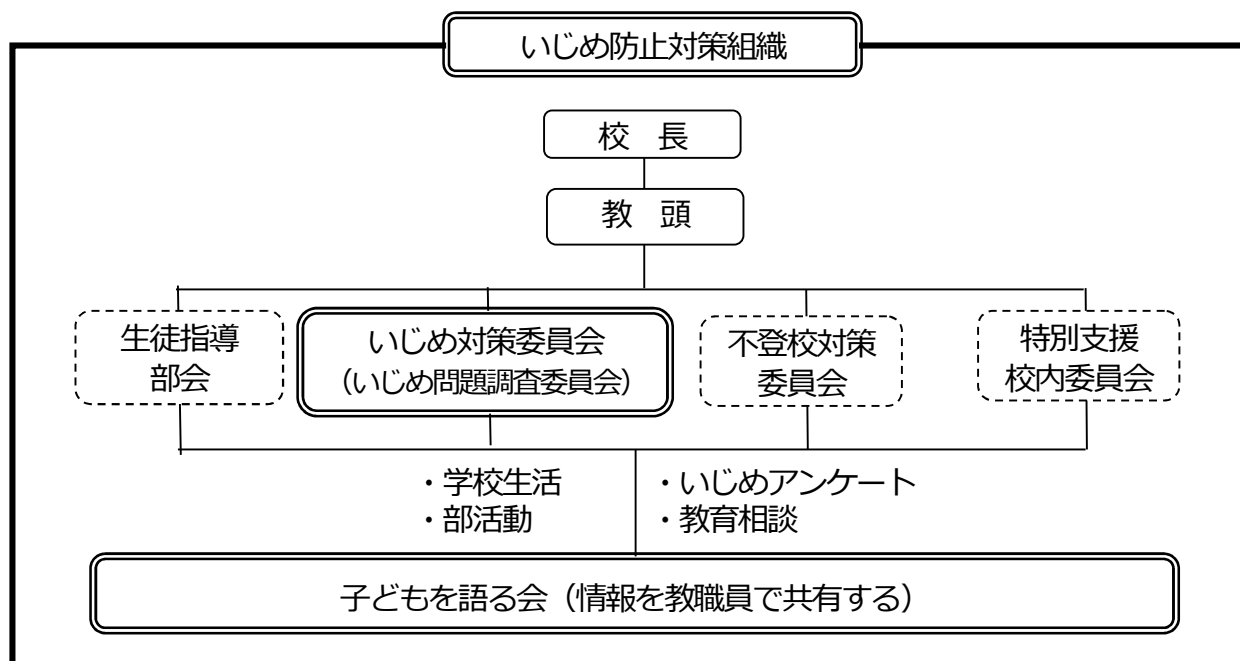
学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼でつながることで、安心・安全に生活できる場である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。その中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。

◇ 学校が地域、保護者、及び関係諸機関と連携し、組織的に対応する。（◎連携・協力）

日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、地域全体で組織的に対応していく。そのために、学校組織として、いじめの防止のための組織と体制を整える。

2 いじめ防止対策組織「いじめ対策委員会」の設置

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



外部の専門家、関係機関との連携（パレクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・警察 等）

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 保護者アンケート（学校評価アンケート）を実施し、学校の防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- 生徒への学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- 教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 学校ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果を発信する。

エ いじめへの対処

- 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- 必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ対応相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- いじめ解消の判断をする。
- 重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- 犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- 警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パークとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ対応相談票」を提出する。
- パークとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

○校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任
○校務主任 ○教育相談主任 ○生徒指導主事
○学年主任 ○養護教諭 ○スクールカウンセラー
○スクールソーシャルワーカー 等

※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える

○主任児童委員 ○学校運営協議会委員 ○PTA代表者 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- 教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」等の開催時期

ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的（年４回）に「いじめ対策委員会」を開催する。

イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の生徒の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

エ 毎週の生徒指導部会の中で、情報交換を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がインターネットや SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- カ 感染症等に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- キ 生徒自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア 心の健康度アンケートや教育相談を定期的（5月、9月、11月、2月の年4回）に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 「先生たすけて」を活用し、時間・場所を選ばず、心配なことを気軽に相談できる環境を整える。
- ウ 昇竜（生活日誌）、日々の生徒への声掛けなどを活用し、教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 月に1回職員会議後に「教職員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- カ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- キ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- ク 保護者向けのいじめアンケートを定期的（7月、12月の年2回 個別懇談会）に実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について生徒に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ 学校外で発生したいじめについて、生徒が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- ク ネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

＜いじめ解決の目安＞

- ・いじめを受けた生徒が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた生徒の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・周りの生徒や教職員から見て、現在いじめはないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) 重大事態が疑われる場合は、校長が、速やかに教育委員会(パルクとよた等を含む)に報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告し、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回（6月、12月）、「保護者アンケート（学校評価アンケート）」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（O J T研修）を年1回以上計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配信するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

いじめ対応の さ・し・す・せ・そ

- ① 最悪の事態を想定して
- ② 慎重に
- ③ すばやく
- ④ 誠実に
- ⑤ 組織を挙げての対応を

いじめによる問題をなくすための5か条（教職員の行動指針）

- ① **生徒一人一人の自己存在感・自己肯定感・自己有用感の育成に尽力する**
 - ・一人一人に居場所があるか、担任だけでなく全教職員が気を配る。
 - ・「認められている」「役に立っている」と生徒が実感できる支援をする。
- ② **いじめの兆候や違和感を見逃さない**
 - ・いつも生徒のそばにいる。いつも生徒を温かく見守っている。
 - ・いつもと違う様子に気づいたときは、丁寧に声をかける。
 - ・「どうしたの?」「どうしたいの?」「先生になにかできることがある?」
 - ・違和感があるときは声に出し、チームで情報を共有する。
- ③ **いじめにつながる言動には大人の言葉をかける**
 - ・声をかけることをためらわない。大人が諫める。大人が教える。
- ④ **一人で抱え込むことなく、チームで対応する**
 - ・報告、連絡、相談、協働。些細なことでも情報共有する。
- ⑤ **即時、即日に対応を開始する**
 - ・いじめ様の情報を得たらその日のうちに必ず1手打ち、保護者と共有する。

<年間計画>

○知識・対応 ●自己肯定・有用感の育成 ◎連携・協力

		いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認（職員会議） ○教育相談活動計画の提案	◎相談員やS Cの児童生徒、保護者への周知 ●学級開き、学年開き ○スマホ教室（1年）	◎いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○職員会での基本方針の確認	◎いじめ防止基本方針の学校HP公開と保護者・地域への周知
5月	D		●闘竜祭 ○小中連絡会	○教育相談アンケート① ○教育相談週間①	
6月	↓	○第1回委員会 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○QUの実態と学級経営への反映		◎部活動懇談会
7月		○子どもの権利学習研修			◎個別懇談会（保護者アンケート）
8月		○現職教育（動画研修：パルクとよた）			
9月		C ↓		●修学旅行（3年） ●職場体験学習（2年）	○教育相談アンケート② ○教育相談週間② ○身体測定
10月	A ↓	○第2回委員会	●授業参観 ●虹竜祭・合唱コンクール		◎進路相談会（3年）
11月	P ↓		●人権を考える集い（2年） ○QUの実施と学級経営への反映	○教育相談アンケート③ ○教育相談週間③	◎交流館祭 ◎保護者への学校評価アンケート
12月	D ↓	○第3回委員会 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	●各種募金活動		◎個別懇談会（保護者アンケート）
1月	↓	○学校自己評価	●自然教室（2年）		◎進路相談会（3年）
2月	C ↓	○第4回委員会 ○保護者アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し		○教育相談アンケート④ ○教育相談週間④	
3月	A	○「基本方針」の改訂	●翔竜会（3年生を送る会） ○小中連絡会	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	○学校評価の結果を公開
通年	↓ P へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○集合研修のO J Tを実施 ○教員によるチェックシートの実施（毎月）	●キャリア教育の充実 ●道徳教育、体験活動の推進 ●生徒会活動の推進 ●デジタル・シティズンシップ教育に関する授業の実施（年3回）	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○●生活日誌（昇竜） ○SSWとの連携	◎あいさつ運動 ◎交通安全指導 ◎読み聞かせ

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。